

(様式第1号)

## ソーシャルメディアサービス運用規定

2024年9月6日 コミュニティ・生涯学習課策定

### 1. 目的

本規定は、ソーシャルメディアサービスである「Instagram」を広報媒体として活用する際の基本的な考え方や留意点について定めることにより、「あかねカレッジ」の公式 Instagram の効率的かつ適正な運用を図ることを目的とする。

### 2. 基本的事項

- |            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| (1) アカウント名 | あかねカレッジ                                        |
| (2) URL    |                                                |
| (3) 運用者    | 市民生活局 市民協働推進室 コミュニティ・生涯学習課<br>一般財団法人コミュニティ創造協会 |
| (4) 運用責任者  | コミュニティ・生涯学習課長                                  |

### 3. 運用組織

公式 Instagram の運用組織はコミュニティ・生涯学習課とし、アカウントの管理、Instagram の発信・管理は同課が行う。

### 4. アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運用者としての Instagram のアカウント名を本市ホームページ上に明示する。

### 5. 運用ポリシーの策定と明示

運用するサービス毎に、運用者、発信する内容、及び免責事項等について一般利用者に示す「運用ポリシー」を策定し、本市ホームページで明示する。

なお、「運用ポリシー」にて明示した運用者、発信内容、運用目的、運用時間、及び投稿に対する返信の有無の情報は、できる限り当該サービスのアカウントの自由記述欄等にも記載し、利用者に広く周知させる。

### 6. 投稿内容

- (1) あかねカレッジに関すること
- (2) 広報あかし、市ホームページ等で周知、掲載したもの
- (3) マスコミに提供した情報
- (4) 高齢者学習に関すること
- (5) その他、運用責任者が適当と認めるもの

### 7. 運用時間

原則、執務時間内（平日午前8時45分から午後5時30分）に行う。

(様式第1号)

## 8. 運用端末

当該サービスの運用は、アカウント利用者の配備端末、又は当課に設置している当課所管端末で行い、情報投稿の都度、ログイン・ログアウトを徹底するものとする。

## 9. 投稿等について

### (1) 投稿

投稿内容は、運用責任者までの決裁後に公開する。

※ 災害時等、緊急を要する事案については、口頭による報告とし、事後に当該事案の処理に係る文書を作成する。

### (2) 訂正及び削除

掲載した情報に誤りがある場合、掲載した情報は時間的な経過にともなって、掲載情報として提供することが適当でなくなった場合、又は関連法令等に抵触すると認められる場合は、運用責任者までの決裁後に訂正又は削除を行うことができる。

※ 災害時等、緊急を要する事案については、口頭による報告とし、事後に当該事案の処理に係る文書を作成する。

## 10. コメント等への対応

コメント等への対応については以下の通り定める。

### (1) 利用者のコメント等への個別対応は原則として行わない。

ただし、利用者からの投稿（コメントやメッセージ等を含む）に対して、運用者からの回答を求めているもの、またはそれに準ずると判断されるものについては、運用責任者までの決裁後に投稿/書き込みを行う。

※ 災害時等、緊急を要する事案については、口頭による報告とし、事後に当該事案の処理に係る文書を作成する。

### (2) 公序良俗に反するもの、誹謗中傷など「運用ポリシー」の留意事項欄に明示した禁止事項が投稿された場合、利用者に何ら通知なく削除・非表示とすることとする。

## 11. 運用停止または削除

Instagram の運用が困難と判断される場合には、本市ホームページ等に明記した上で速やかに運用停止、またはアカウントを削除するものとする。

## 12. 法令遵守

情報発信にあたっては、地方公務員法に定める守秘義務や信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限を遵守すること。併せて、本運用規定を遵守し、明石市職員としての自覚と責任を持った発言を行うものとする。

## 13. その他

その他、運用について必要な事項は、コミュニティ・生涯学習課長が別に定める。